

九州大学病院外国人医師等見学受入規程

令和元年度九大規程第97号
制 定：令和 元年10月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学病院（以下「病院」という。）における外国人医療関係者の見学受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 外国人医療関係者の見学受入れは、外国人医療関係者に病院の診療体制を見学させ、もって諸外国の医療の発展に寄与することを目的とする。

(見学の申請)

第3条 病院見学を希望する者（以下「申請者」という。）は、見学を希望する日の1月前までに所定の申請書により九州大学病院長（以下「病院長」という。）に申請しなければならない。

(見学の許可)

第4条 病院長は、前条により提出された申請書に基づき、申請者と調整の上、見学日及び見学の内容を定めるものとする。

2 病院長は、前項の調整が整い、病院の業務に支障がないと認めたときは、見学を許可することができる。

3 病院長は、前項の許可をしたときは、申請者に書面により通知するものとする。

(見学科)

第5条 見学受入れに係る見学科は、1人につき1時間当たり3,500円とする。

2 見学を許可された者は、所定の期日までに、九州大学（以下「本学」という。）が指定する口座への振込みにより見学科を納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、病院長が特に認める場合は、見学科の全部又は一部を免除することができる。

4 既納の手数料は、返還しない。ただし、見学者の責めに帰すことができない事由により見学できない場合にあっては、見学科を還付することができる。

(遵守事項)

第6条 見学者は、本学が定める諸規則等を遵守し、本学職員の指示に基づき見学しなければならない。

(見学許可の取消し等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、病院長は見学の許可を取り消すことができる。

(1) 天災地変等のやむを得ない事由により、見学の実施が困難になったとき。

(2) 第3条に定める申請書の内容に虚偽等があったとき。

(3) 第5条に定める手数料を所定の期日までに納付しなかったとき。

(4) 見学者が前条の規定に違反したとき又は見学者としてふさわしくない行為をしたとき。

2 前項の見学許可の取消しによって生ずる損害については、本学はその責を負わない。

(損害賠償等)

第8条 見学者は、本人の故意又は過失により施設設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

(事務)

第9条 見学受入れに関する事務は、病院事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、見学受入れに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。